

救命浮環の取り扱いの明確化に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
安全設備規則検査要領

改正事項

救命浮環の取り扱いの明確化に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則では、船舶の乗降設備の構造等に関するガイドライン (MSC.1/Circ.1331) を参照し、乗降設備を備え付けることを要求している。当該ガイドラインでは乗降設備の一部として、灯火及び救命索を取り付けた救命浮環が要求される。一方、SOLAS 条約第 III 章第 22.1.1 規則 (旅客船) 又は第 32.1.1 規則 (貨物船) により備え付けが要求される救命浮環にあつては、SOLAS 条約第 III 章第 7.1.3 規則により、灯火を備えるものは救命索を取り付けたものであつてはならない旨規定されている。

上述の通り、それぞれの規則において救命浮環が要求されているが、要件が相反するため、これらの救命浮環の兼用を認めない旨明確にする統一解釈案が、2019 年 3 月に開催された IMO 第 6 回船舶設備小委員会 (SSE6) において合意され 2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) において、MSC.1/Circ.1618 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1618 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 乗降設備として要求される救命浮環は、SOLAS 条約第 III 章で要求される救命浮環の最低数及び配置には含めない旨規定した。
- (2) 鋼船規則検査要領 C 編 C23.9.1-2.(4)において誤記を修正した。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C23.9.1
安全設備規則検査要領 3 編 2.1.1